

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年5月19日	株式会社川翔プログレス(法人番号9010401062159)代表者川嶋浩嗣	東京都港区芝浦1-4-1 芝浦SFビル6階	大阪	大阪府四條畷市清滝 中町30番33号	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和3年11月11日及び同年12月13日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の4)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)(5)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	2	2
令和4年5月20日	有限会社川合運送(法人番号5130002005038)代表者小向克幸	京都府京田辺市多々羅 前田61番地	本社	京都府京都市南区上 鳥羽塔ノ森柴東町2.1.3	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和3年11月2日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(4)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(5)(6)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(7)(8)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	7	7

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年5月20日	服部商事株式会社(法人番号9122001006204)代表者服部修一	大阪府東大阪市新庄西1番13号	本社	大阪府東大阪市新庄西1番13号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年11月4日及び同年11月24日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)]の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
令和4年5月20日	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584)代表者寺田秀樹	東京都中央区日本橋3-11-1	東大阪支店	大阪府東大阪市布市町2丁目10番20号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年10月27日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年5月23日	上辻運送有限会社(法人番号4130002034211)代表者奥岩隆広	京都府舞鶴市字上安久小字洲崎651	本社	京都府舞鶴市字上安久小字洲崎651-20、651-21	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年12月9日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	3	3
令和4年5月23日	株式会社旭運送(法人番号9140001046730)代表者上田英代	兵庫県朝来市和田山町法道寺27-1	姫路	兵庫県姫路市花田町上原田427番地の1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和3年11月12日及び同年11月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和4年5月25日	株式会社原田商会(法人番号9122001013118)代表者坂本誠二	大阪府東大阪市長瀬町1丁目2番17号	奈良	奈良県御所市豊年橋通り851番地3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年3月16日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(2)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年5月31日	有限会社栗原商事(法人番号9030002109316)代表者栗原克己	埼玉県川口市安行領根岸160-48	滋賀	滋賀県彦根市平田町610-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年11月16日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	4	4
令和4年5月31日	有限会社戸田運送(法人番号6160002008375)代表者戸田裕二	滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬723-1	本社	滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬723-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年12月9日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(4)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(6)(7)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(8)(9)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(10)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(12)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	6	6